

付 属 書 A
各種参考資料

番号	内容	ページ数
01	法令で規定される産業廃棄物	2
02	産業廃棄物処理施設の許可の基準	4
03	産業廃棄物処理施設の維持管理の技術上の基準	12
04	産業廃棄物処理基準（産業廃棄物の中間処理・再生基準）	19
05	特別管理産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物の中間処理・再生基準）	25
06	産業廃棄物処理施設設置に係る主な関係法令相談窓口	32
07	産業廃棄物処理施設設置に係る関係法令チェックシート	34
08	債務超過とは	36
09	生活環境影響調査項目等一覧	37
10	生活環境影響調査項目の選定について	38

法令で規定される産業廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）及び同法施行令（昭和 46 年政令第 300 号）で定める産業廃棄物は、事業活動に伴って生じたものであって次のものをいう。

No.	種 類	対 象
産 業 廃 棄 物	① 燃え殻	すべての事業活動から生じる廃棄物
	② 汚泥	すべての事業活動から生じる廃棄物
	③ 廃油	すべての事業活動から生じる廃棄物
	④ 廃酸	すべての事業活動から生じる廃棄物
	⑤ 廃アルカリ	すべての事業活動から生じる廃棄物
	⑥ 廃プラスチック	すべての事業活動から生じる廃棄物
	⑦ 紙くず	<p>特定業種の事業活動から生じる廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの） ・パルプ、紙、紙加工品の製造業 ・新聞業（新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うもの） ・出版業（印刷出版を行うもの） ・製本業 ・印刷物加工業 <p>事業活動から生じる廃棄物で PCB が塗布され、又は染み込んだもの</p>
	⑧ 木くず	<p>特定業種の事業活動から生じる廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの） ・木材又は木製品の製造業（家具製造業を含む） ・パルプ製造業 ・輸入木材の卸売業 ・物品賃貸業 <p>事業活動から生じる廃棄物で PCB が染み込んだもの 貨物流通のために使用したパレット（パレットへの貨物の積付けのために使用した梱包材を含む）</p>
	⑨ 繊維くず	<p>特定業種の事業活動から生じる廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設業（工作物の新築、改築、除去に伴って生じたもの） ・繊維工業（衣服その他の繊維製品製造業を除く） <p>事業活動から生じる廃棄物で PCB が染み込んだもの</p>
	⑩ 動植物性残さ	<p>特定業種の事業活動から生じる廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食料品製造業 ・医薬品製造業 ・香料製造業 <p>で原料として使用した動物又は植物に係る固形状の廃棄物</p>
	⑪ 動物系固形不要物	<p>特定業種の事業活動から生じる廃棄物</p> <ul style="list-style-type: none"> ・と畜場法（昭和 28 年法律第 114 号）に規定すると畜場 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成 2 年法律第 70 号）に規定する食鳥処理場で、とさつ・解体した獣畜又は食鳥処理した食鳥に係る固形状の廃棄物
	⑫ ゴムくず	すべての事業活動から生じる廃棄物
	⑬ 金属くず	すべての事業活動から生じる廃棄物

	No.	種 類	対 象
産業 廃 棄 物	⑭	ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず	すべての事業活動から生じる廃棄物 ただし、「コンクリートくず」にあつては、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。
	⑮	銧さい	すべての事業活動から生じる廃棄物
	⑯	がれき類	特定行為から生じる廃棄物 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;"> ・ 工作物の新築、改築、除去に伴って生じたコンクリート破片等 </div>
	⑰	動物のふん尿 （家畜のふん尿）	特定業種の事業活動から生じる廃棄物 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;"> ・ 畜産農業 </div>
	⑱	動物の死体 （家畜の死体）	特定業種の事業活動から生じる廃棄物 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-left: 20px;"> ・ 畜産農業 </div>
	⑲	ばいじん	大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）に規定するばい煙発生施設、ダイオキシン類対策特別措置法（平成 11 年法律第 105 号）に規定する特定施設又は産業廃棄物の焼却施設において発生するばいじんであつて、集じん施設で集められたもの
	⑳	政令第 2 条第 13 号に規定する産業廃棄物	コンクリート固形化物など
特別 管 理 産 業 廃 棄 物	①	廃油	すべての事業活動から生じる廃棄物（揮発油類、灯油類、軽油類）
	②	廃酸	すべての事業活動から生じる廃棄物（pH2.0 以下のもの）
	③	廃アルカリ	すべての事業活動から生じる廃棄物（pH12.5 以上のもの）
	④	感染性産業廃棄物	病院、診療所、介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に規定する介護老人保健施設等から排出される感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物
	⑤	特定有害産業廃棄物	a 廃ポリ塩化ビフェニル等、ポリ塩化ビフェニル汚染物（※） b 廃水銀等及びその処理物 c 指定下水道汚泥（※） d 銧さい（重金属等を一定濃度以上含むもの）（※） e 廃石綿等 f 水銀又はその化合物、1,4-ジオキサンを含むばいじん（※） g カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むばいじん及び燃え殻（※） h トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン、1,4-ジオキサンを含む廃油（※） i 水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、PCB、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、1,4-ジオキサン、ダイオキシン類を含む汚泥・廃酸・廃アルカリ（※） j 輸入廃棄物の焼却に伴い発生したばいじん、燃え殻、汚泥等（※） ※これらを処分するために処理したもの（基準に適合しないものに限る）を含む

産業廃棄物処理施設設置の許可の基準

(令和2年10月現在)

条文	項	号	記載内容等
法第15条の2	1		都道府県知事は、第15条第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。
		1	その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画が環境省令（規則第12条、規則第12条の2）で定める技術上の基準に適合していること。
	規則第12条		「産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）の技術上の基準」参照
規則第12条の2		「産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く。）の技術上の基準」参照	
法第15条の2	1	2	その産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画が当該産業廃棄物処理施設に係る周辺地域の生活環境の保全及び環境省令（規則第12条の2の2）で定める周辺の施設について適正な配慮がなされたものであること。
			環境省令で定める周辺の施設は、第4条の2に規定する施設とする。
	規則第4条の2		当該施設の利用者の特性に照らして、生活環境の保全について特に適正な配慮が必要であると認められる施設とする。
法第15条の2	1	3	申請者の能力がその産業廃棄物処理施設の設置に関する計画及び維持管理に関する計画に従って当該産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りうるものとして環境省令（規則第12条の2の3）で定める基準に適合するものであること。
		1	産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
		2	産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。
法第15条の2	1	4	申請者が第14条第5項第2号イからへまでのいずれにも該当しないこと。
法第14条	5	2	イ 第7条第5項第4号イからチまでのいずれかに該当する者
			ロ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下この号において「暴力団員等」という。）
			ハ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイ又はロのいずれかに該当するもの
			ニ 法人でその役員又は制令で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
			ホ 個人で政令（政令第6条の10で規定する政令第4条の7）で定める使用人のうちにイ又はロのいずれかに該当する者のあるもの
			ヘ 暴力団員等がその事業活動を支配する者
			法第7条
		ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者	
		ハ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	
		ニ この法律、浄化槽法（昭和58年法律第43号）その他生活環境の保全を目的とする法令で政令（政令第4条の6）で定めるもの若しくはこれらの法令に基づく処分若しくは暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。第32条の3第7項及び第32条の11第1項を除く。）の規定に違反し、又は刑法（明治40年法律第45号）第204条、第206条、第208条、第208条の2、第222条若しくは第247条の罪若しくは暴力行為等処罰ニ関スル法律（大正15年法律第60号）の罪を犯し、罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者	
		ホ 第7条の4第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項若しくは第14条の3の2第1項（第4号に係る部分を除く。）若しくは第2項（これらの規定を第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定により許可を取り消され、その取消しの日から5年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合（第7条の4第1項第3号又は第14条の3の2第1項第3号（第14条の6において準用する場合を含む。）に該当することにより許可が取り消された場合を除く。）においては、当該取消しの処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下この号、第8条の5第6項及び第14条第5項第2号ニにおいて同じ。）であつた者で当該取消しの日から5年を経過しないものを含む。	
		ヘ 第7条の4若しくは第14条の3の2（第14条の6において読み替えて準用する場合を含む。）又は浄化槽法第41条第2項の規定による許可の取消しの処分に係る行政手続法第15条の規定による通知があつた日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に次条第3項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分（再生することを含む。）の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から5年を経過しないもの。	
		ト へに規定する期間内に次条第3項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分の事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第38条第5号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、への通知の前60日以内に当該届出に係る法人（当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。）の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から5年を経過しないもの	
		チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者	

参考文献：「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト（資料編）」（(公財)日本産業廃棄物処理振興センター）

※政令第4条の6

法第7条第5項第4号ハに規定する政令で定める法令は、次のとおりとする。

- 一 大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）
- 二 騒音規制法（昭和43年法律第98号）
- 三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和45年法律第136号）
- 四 水質汚濁防止法（昭和45年法律第138号）
- 五 悪臭防止法（昭和46年法律第91号）
- 六 振動規制法（昭和51年法律第64号）
- 七 特定有害廃棄物等の輸出入等の規制に関する法律（平成4年法律第108号）
- 八 ダイオキシン類対策特別措置法（平成11年法律第105号）
- 九 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成13年法律第65号）

※政令第4条の7

法第7条第5項第4号ト、ヌ及びルに規定する政令で定める使用人は、申請者の使用人で、次に掲げるものの代表者であるものとする。

- 一 本店又は支店（商人以外の者にあつては、主たる事務所又は従たる事務所）
- 二 前号に掲げるもののほか、継続的に業務を行うことができる施設を有する場所で、廃棄物の収集若しくは運搬又は処分若しくは再生の業に係る契約を締結する権限を有する者を置くもの

※省令第2条の2の2

法第7条第5項第4号イの環境省令で定める者は、精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く）の技術上の基準

（令和2年10月現在）

I 共通基準（規則第12条）

- 1 自重、積載荷重その他の荷重、地震力及び温度応力に対して構造耐力上安全であること。
- 2 産業廃棄物、産業廃棄物の処理に伴い生ずる排ガス及び排水、施設において使用する薬剤等による腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- 3 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な構造のものであり、又は必要な設備が設けられていること。
- 4 著しい騒音及び振動を発生し、周囲の生活環境を損なわないものであること。
- 5 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするために必要な排水処理設備が設けられていること。

II 個別基準（規則第12条の2）

対 象 施 設	
構 造 基 準	
◎汚泥の脱水施設（10m ³ /日を超えるもの）	施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする。
◎汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く）（10m ³ /日を超えるもの）	施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていることとする。
◎汚泥の天日乾燥施設（100m ³ /日を超えるもの）	<ol style="list-style-type: none">1 天日乾燥床の側面及び底面は、不透水性の材料が用いられていること。2 天日乾燥床の周囲には、地表水の天日乾燥床への流入を防止するために必要な開渠その他の設備が設けられていること。
◎汚泥（PCB処理物であるものを除く）焼却施設（5m ³ /日を超えるもの、200kg/h以上のもの、火格子面積2㎡以上のもの）	
◎廃油（廃PCBを除く）焼却施設（1m ³ /日を超えるもの、200kg/h以上のもの、火格子面積2㎡以上のもの）	
◎廃プラスチック（PCB汚染物及びPCB処理物を除く）の焼却施設（100kg/日を超えるもの、火格子面積2㎡以上のもの）	
◎PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設	
◎上記以外の産業廃棄物の焼却施設（200kg/h以上のもの、火格子面積2㎡以上のもの）	
※ガス化改質方式及び電気炉等を用いた焼却施設を除く	

- 1 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。
 - (1) 燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が 800℃以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。

ただし、「廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設」にあつては 1,100℃（ただし、当該施設のうち、環境大臣が定める産業廃棄物の焼却施設にあつては、850℃）以上の状態で産業廃棄物を焼却することができるものであること。
 - (2) 燃焼ガスが、800℃以上の温度を保ちつつ、2 秒以上滞留できるものであること。

ただし、「廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設」にあつては 1,100℃（ただし、当該施設のうち、環境大臣が定める産業廃棄物の焼却施設にあつては、850℃）以上の状態で 2 秒以上滞留できるものであること。
- 2 廃油（廃 PCB を除く）焼却施設、廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設（廃 PCB 等、PCB 処理物の焼却施設に限る。）にあつては、事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該施設が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。
- 3 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的にごみを燃焼室に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、ガス化燃焼方式により廃棄物を焼却する焼却施設及び 1 時間当たりの処理能力が 2 トン未満の焼却施設にあつては、この限りでない。
- 4 次の要件を備えた燃焼室が設けられていること。
 - (1) 外気と遮断されたものであること。
 - (2) 焼ガスの温度を速やかに 800℃以上（「廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設」にあつては 1,100℃（ただし、当該施設のうち、環境大臣が定める産業廃棄物の焼却施設にあつては、850℃）以上）にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。
 - (3) 燃焼に必要な量の空気を供給できる設備（供給空気量を調節する機能を有するものに限る。）が設けられていること。
- 5 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- 6 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。
- 7 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合にあつては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- 8 焼却施設の煙突から排出される排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。
- 9 焼却施設の煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- 10 ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留することができる灰出し設備及び貯留設備が設けられていること。ただし、当該施設において生じたばいじん及び焼却灰を熔融設備を用いて熔融し、又は焼成設備を用いて焼成する方法により併せて処理する場合は、この限りでない。
- 11 次の要件を備えた灰出し設備が設けられていること。
 - (1) ばいじん又は焼却灰が飛散し、及び流出しない構造のものであること。
 - (2) ばいじん又は焼却灰の熔融を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。
 - イ ばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上にすることができるものであること。
 - ロ 熔融に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。
 - (3) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあつては、次の要件を備えていること。
 - イ 焼成炉中の温度が 1,000℃以上の状態でばいじん又は焼却灰を焼成することができるものであること。
 - ロ 焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
 - ハ 焼成に伴い生ずる排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備等が設けられていること。
 - (4) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあつては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合することができる混練装置が設けられていること。

◎汚泥（PCB 処理物であるものを除く）焼却施設（5m³/日を超えるもの、200kg/h 以上のもの、火格子面積 2 m²以上のもの）

◎廃油（廃 PCB を除く）焼却施設（1m³/日を超えるもの、200kg/h 以上のもの、火格子面積 2 m²以上のもの）

◎廃プラスチック（PCB 汚染物及び PCB 処理物を除く）焼却施設（100kg/日を超えるもの、火格子面積 2 m²以上のもの）

◎廃 PCB 等、PCB 汚染物又は PCB 処理物の焼却施設

◎上記以外の産業廃棄物の焼却施設（200kg/h 以上のもの、火格子面積 2 m²以上のもの）

※ガス化改質方式及び電気炉等を用いた焼却施設に限る

- 1 ガス化改質方式の焼却施設にあつては、規則第 4 条第 1 項第 7 号チ～カまでの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。

	<p>(1) 次の要件を備えたガス化設備が設けられていること。</p> <p>イ ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる加熱装置が設けられていること。</p> <p>ロ 外気と遮断されたものであること。</p> <p>(2) 次の要件を備えた改質設備が設けられていること。</p> <p>イ ごみのガス化によって得られたガスの改質に必要な温度と滞留時間を適正に保持することができるものであること。</p> <p>ロ 外気と遮断されたものであること。</p> <p>ハ 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(3) 改質設備中のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(4) 除去設備に流入する改質ガス（改質設備において改質されたガスをいう。以下同じ。）の温度をおおむね200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。</p> <p>(5) 除去設備に流入する改質ガスの温度（除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあつては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(6) 改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素を除去することができる除去設備が設けられていること。</p> <p>2 電気炉等を用いた焼却施設にあつては、規則第4条第1項第7号へ及びり～カまでの規定の例によるほか、次の要件を備えていること。</p> <p>(1) 廃棄物を焼却し、及び溶鋼（銅の第一次製錬の用に供する転炉又は溶解炉を用いた焼却施設にあつては溶体、亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあつては焼鉱とする。以下同じ。）を得るために必要な炉内の温度を適正に保つことができるものであること。</p> <p>(2) 炉内で発生したガスが炉外へ漏れないものであること。</p> <p>(3) 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定できるものであること。</p> <p>(4) 集じん器に流入するガスの温度（集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあつては、集じん器内で冷却されたガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(5) 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあつては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね200℃以下に冷却することができる冷却設備が設けられていること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあつては、この限りでない。</p>
◎廃油の油水分離施設（10m ³ /日を超えるもの）	<p>1 事故時における受入設備、油水分離設備及び回収油貯留設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられていること。</p> <p>2 施設が設置される床又は地盤面は、水及び油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p>
◎廃酸又は廃アルカリの中和施設（50m ³ /日を超えるもの）	<p>1 廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていることとする。</p> <p>2 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする。</p>
◎廃プラスチック類の破碎施設（5t/日を超えるもの）	
◎木くず又はがれき類の破碎施設（5t/日を超えるもの）	<p>破碎によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器、散水装置等が設けられていることとする。</p>
◎金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設	<p>1 汚泥、セメント及び水を均一に混合することができる混練設備が設けられていることとする。</p> <p>2 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする。</p>
◎水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	<p>1 次の要件を備えたばい焼設備が設けられていること。</p> <p>(1) ばい焼温度がおおむね600℃以上の状態で汚泥をばい焼することができるものであること。</p> <p>(2) ばい焼温度を速やかに600℃以上にし、及びこれを保つために必要な加熱装置が設けられていること。</p> <p>2 ばい焼により発生する水銀ガスを回収する設備が設けられていること。</p> <p>3 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする。</p> <p>4 施設の煙突から排出されるガスにより生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備が設けられていることとする。</p>
◎廃水銀等の硫化施設	<p>1 事故時における反応設備等からの水銀の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、水銀が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>2 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>(1) 精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させることができる装置が設けられていること。</p>

	<p>(2) 外気と遮断されたものであること又は反応設備内を負圧に保つことができるものであること。</p> <p>3 排気口又は排気筒から排出される水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる水銀がす処理設備が設けられていること。</p>
◎汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	<p>1 高温熱分解方式の施設にあっては、規則第 12 条の 2 第 3 項の規定の例によるほか、次の要件を備えた熱分解設備が設けられていること。</p> <p>(1) 分解室の出口における炉温がおおむね 900℃以上の状態でシアン化合物を分解することができるものであること。</p> <p>(2) 分解室の出口における炉温を速やかに 900℃以上にし、及びこれを保つために必要な助燃装置が設けられていること。</p> <p>(3) 分解室への供給空気量を調節することができる装置が設けられていること。</p> <p>(4) 酸化分解方式の施設にあっては、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を調節する設備並びに廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤とを混合するかくはん装置が設けられていること。</p> <p>2 施設が設置される床又は地盤面が、不透水性の材料で築造され、又は被覆されていることとする。</p>
◎廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	<p>1 外気と遮断された状態で廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を熔融炉内に投入することができる供給装置が設けられていること。ただし、廃棄物の熔融中に廃棄物を投入することができない熔融施設にあっては、この限りでない。</p> <p>2 次の要件を備えた熔融炉が設けられていること。</p> <p>(1) 廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を 1,500℃以上の状態で熔融することができるものであること。</p> <p>(2) 1,500℃の温度を廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融に必要な滞留時間の間保つことができるものであること。</p> <p>(3) 適切な熔融炉内の温度を保つため、熔融炉内の空気量を調節することができる設備その他の必要な設備が設けられていること。</p> <p>3 熔融炉内の温度を間接的に把握することができる位置に、当該位置の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。ただし、熔融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>4 排気口又は排気筒から排出される排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすることができる排ガス処理設備（ばいじんを除去する高度の機能を有するものに限る。）が設けられていること。</p> <p>5 熔融処理に伴い生ずる物（ばいじんを除く。以下「熔融処理生成物」という。）の流動状態が確認できる設備が設けられていること。</p> <p>6 熔融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破砕を行う場合にあっては、次の要件を備えた破砕設備が設けられていること。</p> <p>(1) 投入する廃棄物に破砕に適さないものが含まれていないことを連続的に監視するために必要な措置が講じられていること。</p> <p>(2) 建物の中に設けられていること。ただし、周囲に石綿含有産業廃棄物が飛散しないように破砕設備と一体となった集じん器が設けられている場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 破砕によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な集じん器（粉じんを除去する高度の機能を有するものに限る。）及び散水装置その他必要な装置が設けられていること。</p>
◎廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設（PCB 汚染物分解施設を除く）	<p>1 事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸及び廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油、廃酸及び廃アルカリが浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。</p> <p>2 処理しようとする廃 PCB 等又は PCB 処理物及びこれらの処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。</p> <p>3 脱塩素化分解方式の施設にあっては、次によること。</p> <p>(1) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>イ 廃 PCB 等又は PCB 処理物及び薬剤等を混合するかくはん装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。</p> <p>ロ 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(2) 廃 PCB 等又は PCB 処理物及び薬剤等の供給量を調節する設備が設けられていること。</p> <p>4 水酸化分解方式の施設にあっては、次によること。</p> <p>(1) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。</p> <p>イ 高温及び高压に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。</p> <p>ロ 反応器内を水熱分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。</p> <p>ハ 反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。</p> <p>(2) 廃 PCB 等又は PCB 処理物及び酸化剤等の供給量を調節するための設備が設けられていること。</p> <p>(3) 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分離する設備が設けられていること。</p> <p>5 還元熱化学分解方式の施設にあっては、次によること。</p>

- (1) 外気と遮断された状態で、定量ずつ連続的に廃 PCB 等又は PCB 処理物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。
 - (2) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。
 - イ 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - ロ 廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤であるガスの量を適正に保つことができるものであること。
 - ハ 外気と遮断されたものであること。
 - ニ 反応に必要な薬剤であるガスの供給装置が設けられていること。
 - ホ 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - ヘ 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤であるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
 - (3) 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。
 - イ 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素を除去することができるものであること。
 - ロ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
 - (4) 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。
 - (5) 粒子状の物質を排出し、貯留することができる取出し設備及び貯留設備（粒子状の物質の飛散及び流出を防止できるものに限る。）が設けられていること。
- 6 光分解方式の施設にあつては、次によること。
- (1) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。
 - イ 廃 PCB 等又は PCB 処理物及び薬剤等を混合する攪拌装置並びに当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置が設けられていること。
 - ロ 光化学反応の進行に必要な照射量を保つことができる紫外線ランプが設けられていること。
 - ハ 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
 - (2) 廃 PCB 等又は PCB 処理物及び薬剤等の供給量を調整する設備が設けられていること。
 - (3) 次の要件を備えた反応終了後の混合物の処理設備（生物分解設備及び脱塩素化分解設備等に限る。）が設けられていること。ただし、反応終了後の混合物を PCB 処理物として処理する場合は、この限りでない。
 - イ 当該混合物及び薬剤等を混合する攪拌装置並びにこれらの混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つことができる温度制御装置に設けられていること。
 - ロ 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
 - ハ 当該処理設備が生物分解設備の場合にあつては、当該処理設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排気処理装置等が設けられていること。
- 7 プラズマ分解方式の施設にあつては、次によること。
- (1) 外気と遮断された状態で、廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物を反応設備に投入することができる供給設備が設けられていること。
 - (2) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。
 - イ 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。
 - ロ 廃ポリ塩化ビフェニル等又はポリ塩化ビフェニル処理物の分解に必要な滞留時間を適正に保つことができるものであること。
 - ハ プラズマの発生に必要なガスの供給量を適正に保つことができるものであること。
 - ニ 外気と遮断されたものであること。
 - ホ プラズマの発生に必要なガスの供給装置及び電力の供給装置が設けられていること。
 - ヘ 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。
 - ト プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
 - チ 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。
 - (3) 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。
 - イ 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。
 - ロ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
 - (4) 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。
 - (5) 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

◎廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設（PCB 汚染物の分解施設に限る）

- 1 事故時における受入設備、洗浄設備又は分離設備及び洗浄剤又は PCB の回収設備からの廃油、廃酸又は廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。
- 2 処理しようとする PCB 汚染物及び当該処理により生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備

が設けられていること。

3 水熱酸化分解方式の施設にあつては、次によること。

(1) 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。

- イ PCB 汚染物を破砕することができるものであること。
- ロ PCB 汚染物及び酸化剤等の供給量を調整することができるものであること。

(2) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

- イ 高温及び高圧に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。
- ロ 反応器内を水熱酸化分解に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。
- ハ 反応器内の混合物の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(3) 反応終了後の混合物を冷却及び減圧して気液を分解する装置が設けられていること。

4 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。

(1) 供給設備は、PCB 汚染物を破砕することができるものであること。

(2) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること

- イ 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ロ PCB の分解に必要な温度、圧力及び滞留時間並びに反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を適正に保つことができるものであること。
- ハ 外気と遮断されたものであること。
- ニ 反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給装置が設けられていること。
- ホ 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ヘ 反応設備内の温度、圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(3) 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

- イ 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素を除去することができるものであること。
- ロ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(4) 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

(5) 粒子状の物質を排出し、貯蓄することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

5 機械化学分解方式の施設にあつては、次によること。

(1) 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。

- イ PCB 汚染物を破砕することができるものであること。
- ロ PCB 汚染物の供給量を調節することができるものであること。

(2) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

- イ 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられた反応器を有すること。
- ロ PCB の分解に必要な温度、圧力、反応器の回転数及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。
- ハ 外気と遮断されたものであること。
- ニ 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ホ 反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(3) 反応器から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができる除去設備が設けられていること。

(4) 事故時における反応器からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。

(5) 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

6 熔融分解方式の施設にあつては、次によること。

(1) 次の要件を備えた供給設備が設けられていること。

- イ PCB 汚染物を破砕し、又は容器等へ充てんすることができるものであること。
- ロ PCB 汚染物の供給量を調節することができるものであること。

(2) 次の要件を備えた反応設備が設けられていること。

- イ 高温に耐え、かつ、腐食を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ロ PCB 汚染物の熔融及び PCB の分解に必要な温度、圧力及び滞留時間を適正に保つことができるものであること。
- ハ 外気と遮断されたものであること。
- ニ 爆発を防止するために必要な措置が講じられていること。
- ホ 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。

(3) 次の要件を備えた除去設備が設けられていること。

- イ 反応設備から排出された生成ガス中の粒子状の物質等及び塩化水素その他のガスを除去することができるものであること。

- ロ 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
 - ハ 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
- (4) 事故時における反応設備からのガスの漏出を防止することができる設備が設けられていること。
- (5) 粒子状の物質等を排出し、貯留することができる取出設備及び貯留設備（粒子状の物質等の飛散及び流出を防止することができるものに限る。）が設けられていること。

◎PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設

- 1 事故時における受入設備、洗浄設備又は分離設備及び洗浄剤又は PCB の回収設備からの廃油、廃酸又は廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備が設けられ、かつ、当該設備が設置される床又は地盤面は、廃油が浸透しない材料で築造され、又は被覆されていること。
- 2 PCB 汚染物又は PCB 処理物の処理に伴って生じた産業廃棄物の性状を分析することができる設備が設けられていること。
- 3 分離方式の施設にあっては、次によること。
 - (1) 次の要件を備えた分離設備が設けられていること。
 - イ 分離設備内を PCB の分離に必要な温度及び圧力とし、かつ、これらを保つことができる温度制御装置及び圧力制御装置が設けられていること。
 - ロ 分離設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
 - (2) 次の要件を備えた回収設備が設けられていること。
 - イ 回収設備内を分離された PCB の回収に必要な温度とし、かつ、これを保つことができる温度制御装置が設けられていること。
 - ロ 回収設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録するための装置が設けられていること。
 - ハ 回収設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすることができる排気処理装置等が設けられていること。
 - (3) PCB の分離及び回収の後に生じた産業廃棄物を、飛散及び流出を防ぎながら排出し、貯留することができる取出し設備及び貯留設備が設けられていること。

参考文献：「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト（資料編）」（公財）日本産業廃棄物処理振興センター）

産業廃棄物処理施設（最終処分場を除く）の維持管理の技術上の基準

（令和2年10月現在）

I 共通基準（規則第12条の6）

<ol style="list-style-type: none"> 1 受け入れる産業廃棄物の種類及び量が当該施設の処理能力に見合った適正なものとなるよう、受け入れる際に、必要な当該産業廃棄物の性状の分析又は計量を行うこと。 2 施設への産業廃棄物の投入は、当該施設の処理能力を超えないように行うこと。 3 産業廃棄物が施設から流出する等の異常な事態が生じたときは、直ちに施設の運転を停止し、流出した産業廃棄物の回収その他の生活環境の保全上必要な措置を講ずること。 4 施設の正常な機能を維持するため、定期的に施設の点検及び機能検査を行うこと。 5 産業廃棄物の飛散及び流出並びに悪臭の発散を防止するために必要な措置を講ずること。 6 蚊、はえ等の発生の防止に努め、構内の清潔を保持すること。 7 著しい騒音及び振動の発生により周囲の生活環境を損なわないように必要な措置を講ずること。 8 施設から排水を放流する場合は、その水質を生活環境保全上の支障が生じないものとするとともに、定期的に放流水の水質検査を行うこと。 9 施設の維持管理に関する点検、検査その他の措置の記録を作成し、3年間保存すること。

II 個別基準（規則第12条の7）

対 象 施 設
構 造 基 準
◎汚泥の脱水施設（10m ³ /日を超えるもの） <ol style="list-style-type: none"> 1 脱水機の脱水機能の低下を防止するため、定期的にろ布又は脱水機の洗浄を行うこと。 2 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。
◎汚泥の乾燥施設（天日乾燥施設を除く）（10m ³ /日を超えるもの） <ol style="list-style-type: none"> 1 汚泥の性状に応じ、乾燥設備を乾燥に適した状態に保つように温度を調節すること。 2 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。
◎汚泥の天日乾燥施設（100m ³ /日を超えるもの） <p>定期的に天日乾燥床を点検し、汚泥又は汚泥からの分離液が流出し、又は地下に浸透するおそれがあると認められる場合には、速やかにこれを防止するために必要な措置を講ずることとする。</p>
◎汚泥（PCB汚染物及びPCB処理物であるものを除く）焼却施設（5m ³ /日を超えるもの、200kg/h以上のもの、火格子面積2㎡以上のもの）
◎廃油（廃PCBを除く）焼却施設（1m ³ /日を超えるもの、200kg/h以上のもの、火格子面積2㎡以上のもの）
◎廃プラスチック（PCB汚染物及びPCB処理物を除く）焼却施設（100kg/日を超えるもの、火格子面積2㎡以上のもの）
◎廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設
◎上記以外の産業廃棄物の焼却施設（200kg/h以上のもの、火格子面積2㎡以上のもの）
※ガス化改質方式及び電気炉等を用いた焼却施設を除く
<ol style="list-style-type: none"> 1 燃焼室中の燃焼ガスの温度を800℃（廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設にあつては、1,100℃（ただし、当該施設のうち、環境大臣が定める産業廃棄物の焼却施設にあつては、850℃））以上に保つこと。 2 廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物の焼却施設にあつては、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 燃え殻を環境省令（検液1リットルにつきPCB 0.003mg以下）で定める基準に適合させること。 (2) 排気口又は排気筒から排出される排ガス中のポリ塩化ビフェニルの濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。 (3) 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあつては、放流水中のポリ塩化ビフェニル含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。 3 廃油（廃PCBを除く）焼却施設、「廃PCB等、PCB汚染物又はPCB処理物」の焼却施設（廃PCB等又はPCB処理物の焼却施設に限る）」にあつては、廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、「事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備」を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 4 焼却施設にあつては次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> (1) ピット・クレーン方式によって燃焼室にごみを投入する場合には、常時、ごみを均一に混合すること。 (2) 燃焼室へのごみの投入は、外気と遮断した状態で、定量ずつ連続的に行うこと。ただし、ガス化燃焼方式により廃棄物を焼却する焼却施設及び1時間あたりの処理能力が2トン未満の焼却施設を除く。 (3) 焼却灰の熱しゃく減量が10%以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生ずるおそれのないよう使用する場合にあつては、この限りでない。

- (4) 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を速やかに上昇させること。
- (5) 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させる等により、炉温を高温に保ち、ごみを燃焼し尽くすこと。
- (6) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (7) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内で燃焼ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。
- (8) 集じん器に流入する燃焼ガスの温度（(7)のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却された燃焼ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (9) 冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。
- (10) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度が 100ppm 以下となるようにごみを焼却すること。ただし、煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の発生抑制のための燃焼に係る維持管理の指標として一酸化炭素の濃度を用いることが適当でないものとして環境大臣が定める焼却施設であつて、当該排ガス中のダイオキシン類の濃度を、3 月に 1 回以上測定し、かつ、記録するものにあっては、この限りでない。
- (11) 煙突から排出される排ガス中の一酸化炭素の濃度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (12) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が次表左欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の右欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。

燃焼室の処理能力（1 時間あたり）	ダイオキシン類の濃度
4t 以上	0.1ng/m ³
2t 以上 4t 未満	1.0ng/m ³
2t 未満	5.0ng/m ³

※ダイオキシン類の濃度は煙突から排出されるもので、環境大臣が定めた方法により算出されたものをいう。

- (13) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年 1 回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。
- (14) 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (15) 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (16) ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、当該施設で生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備で溶融し又は焼成設備で焼成する方法により併せて処理する場合にあっては、この限りでない。
- (17) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。
- (18) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を 1,000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (19) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。
- (20) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

- ◎汚泥（PCB 汚染物及び PCB 処理物であるものを除く）焼却施設（5m³/日を超えるもの、200kg/h 以上のもの、火格子面積 2 m²以上のもの）
 - ◎廃油（廃 PCB を除く）焼却施設（1m³/日を超えるもの、200kg/h 以上のもの、火格子面積 2 m²以上のもの）
 - ◎廃プラスチック（PCB 汚染物及び PCB 処理物を除く）焼却施設（100kg/日を超えるもの、火格子面積 2 m²以上のもの）
 - ◎上記以外の産業廃棄物の焼却施設（200kg/h 以上のもの、火格子面積 2 m²以上のもの）
- ※ガス化改質方式及び電気炉等を用いた焼却施設に限る

- 1 ガス化改質方式の焼却施設にあっては、次の例によることとする。
 - (1) 投入するごみの数量及び性状に応じ、ガス化設備におけるごみのガス化に必要な時間を調整すること。
 - (2) ガス化設備内をごみのガス化に必要な温度に保つこと。
 - (3) 改質設備内のガスの温度をガスの改質に必要な温度に保つこと。
 - (4) 改質設備中のガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (5) 除去設備に流入する改質ガスの温度をおおむね 200℃以下に冷却すること。ただし、除去設備内で改質ガスの温度を速やかにおおむね 200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。
 - (6) 除去設備に流入する改質ガスの温度（(5)のただし書の場合にあっては、除去設備内で冷却された改質ガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (7) 冷却設備及び除去設備にたい積したばいじんを除去すること。
 - (8) 除去設備の出口における改質ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が 0.1ng/m³以下となるようにごみのガス化及びごみのガス化によって得られたガスの改質を行うこと。
 - (9) 除去設備の出口における改質ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年 1 回以上、硫黄酸化物、ばいじん、

- 塩化水素及び硫化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ記録すること。
- (10) ばいじんを焼却灰と分離して排出し、貯留すること。ただし、当該施設で生じたばいじん及び焼却灰を溶融設備で溶融し又は焼成設備で焼成する方法により併せて処理する場合にあっては、この限りでない。
- (11) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。
- (12) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を1,000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (13) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。
- (14) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

2 電気炉等を用いた焼却施設にあっては、次の例によることとする。

- (1) 廃棄物を焼却し、及び溶鋼を得るために必要な炉内の温度を適正に保つこと。
- (2) 廃棄物の焼却に伴い得られた溶鋼の炉内又は炉の出口における温度を定期的に測定し、かつ、記録すること。
- (3) 集じん器内に流入するガスの温度（(6)のただし書の場合にあっては、集じん器内で冷却されたガスの温度）を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (4) 排ガス処理設備（製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては冷却設備及び排ガス処理設備）にたい積したばいじんを除去すること。
- (5) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度を3月に1回以上、ばい煙量又はばい煙濃度（硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物に係るものに限る。）を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- (6) 製鋼の用に供する電気炉を用いた焼却施設にあっては、集じん器に流入するガスの温度をおおむね200℃以下に冷却すること。ただし、集じん器内でガスの温度を速やかにおおむね200℃以下に冷却することができる場合にあっては、この限りでない。
- (7) 煙突から排出される排ガス中のダイオキシン類の濃度が次表左欄に掲げる燃焼室の処理能力に応じて同表の下欄に定める濃度以下となるようにごみを焼却すること。

燃焼室の処理能力（1時間あたり）	ダイオキシン類の濃度
4t 以上	0.1ng/m ³
2t 以上 4t 未満	1.0ng/m ³
2t 未満	5.0ng/m ³
製鋼の用に供する電気炉	0.5ng/m ³

※ダイオキシン類の濃度は煙突から排出されるもので、環境大臣が定めた方法により算出されたものをいう。

- (8) 排ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (9) 煙突から排出される排ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (10) ばいじん又は焼却灰の溶融を行う場合にあっては、灰出し設備に投入されたばいじん又は焼却灰の温度をその融点以上に保つこと。
- (11) ばいじん又は焼却灰の焼成を行う場合にあっては、焼成炉中の温度を1,000℃以上に保つとともに、焼成炉中の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (12) ばいじん又は焼却灰のセメント固化処理又は薬剤処理を行う場合にあっては、ばいじん又は焼却灰、セメント又は薬剤及び水を均一に混合すること。
- (13) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

◎廃油の油水分離施設（10m³/日を超えるもの）

- 1 廃油が地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、「事故時における受入設備からの廃油の流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備」を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。
- 2 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

◎酸又は廃アルカリの中和施設（50m³/日を超えるもの）

- 1 中和槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ及び中和剤の供給量を適度に調節すること。
- 2 廃酸又は廃アルカリと中和剤との混合を十分に行うこと。
- 3 廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

◎廃プラスチックの破砕施設（5t/日を超えるもの）

◎木くず又はがれき類の破砕施設（5t/日を超えるもの）

破砕によって生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。

◎金属等又はダイオキシン類を含む汚泥のコンクリート固型化施設

- 1 汚泥、セメント及び水の混合を均一に行い、かつ、当該混合物を十分に養生することとする。
- 2 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。

◎水銀又はその化合物を含む汚泥のばい焼施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 ばい焼室の温度をおおむね 600℃以上にした後、汚泥を投入すること。 2 ばい焼に当たっては、ばい焼温度を 600℃以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。 3 ばい焼により発生する水銀ガスを回収すること。 4 汚泥からの分離液が地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。 5 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。 6 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
◎廃水銀等の硫化施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 精製された水銀と硫黄とを均一に化学反応させること。 2 外気と遮断されていない反応設備にあつては、反応中は、反応設備内を負圧に保つこと。 3 水銀ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。
◎汚泥、廃酸又は廃アルカリに含まれるシアン化合物の分解施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 汚泥からの分離液、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずること。 2 高温熱分解方式の施設にあつては、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 分解室の出口における炉温をおおむね 900℃以上にした後、汚泥、廃酸又は廃アルカリを投入すること。 (2) 熱分解に当たっては、分解室の出口における炉温を 900℃以上に保つとともに、異常な高温とならないようにすること。 (3) 施設の煙突から排出されるガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにするとともに、定期的にばい煙に関する検査を行うこと。 (4) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 3 酸化分解方式の施設にあつては、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 分解槽内の水素イオン濃度指数を測定し、廃酸又は廃アルカリ、酸化剤及び中和剤の供給量を適度に調節すること。 (2) シアン化合物を含む廃酸又は廃アルカリと酸化剤及び中和剤との混合を十分に行うこと。 (3) 酸化分解によって生じたガスにより周囲の生活環境が損なわれないように必要な措置を講ずること。
◎廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の熔融施設	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃棄物の熔融中に熔融炉内へ廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物を投入する場合は、外気と遮断した状態で行うこと。 2 熔融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の温度を速やかに 1,500℃以上とし、これを保つこと。 3 熔融炉内に投入された廃石綿等又は石綿含有産業廃棄物の数量及び性状に応じ、熔融処理に必要な滞留時間を調節すること。 4 熔融炉内の温度を間接的に把握することができる位置の温度を連続的に測定し、かつ、当該温度及び当該温度から推定される熔融炉内の温度を記録すること。ただし、「熔融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、かつ、記録するための装置」を用いて熔融炉内の温度を直接的、かつ、連続的に測定し、記録する場合は、この限りでない。 5 排気口又は排気筒から排出される排ガス中の石綿の濃度を 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。 6 熔融処理生成物が環境大臣が定める基準に適合していることを確認するための試験を 6 月に 1 回以上行い、かつ、その結果を記録すること。 7 排ガスによる生活環境の保全上の支障が生じないようにすること。 8 排ガス処理設備にたい積したばいじんを除去すること。 9 熔融炉が適正に稼働していることを確認するため、熔融処理生成物の流動状態が適正であることを定期的に確認すること。 10 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。 11 熔融炉内に石綿含有産業廃棄物を投入するために必要な破碎を行う場合にあつては、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 投入する廃棄物に破碎に適さないものが含まれていないことを連続的に監視すること。 (2) 破碎によつて生ずる粉じんの周囲への飛散を防止するために必要な措置を講ずること。 (3) 集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度を 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。 (4) 集じん器にたい積した粉じんを除去すること。
◎廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設（PCB 汚染物の分解施設を除く）	<ol style="list-style-type: none"> 1 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに「事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸、廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備」を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。 2 脱塩素化分解方式の施設にあつては、次によること。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 廃 PCB 等又は PCB 処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。 (2) 廃 PCB 等又は PCB 処理物と薬剤等との混合を十分に行うとともに、当該混合物の温度を反応の進行に必要な温度に保つこと。 (3) 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。

- (4) 廃PCB等又はPCB処理物の処理により生じた廃油中のPCB含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合にあっては、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- 3 水熱酸化分解方式の施設にあっては、次によること。
- (1) 廃PCB等又はPCB処理物の数量及び性状に応じ、酸化剤等の供給量を調節すること。
- (2) 反応中は、反応に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
- (3) 反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (4) 気液を分離した後の液体中に含まれるPCBの量が試料1リットルにつき0.03mg以下になるように処理すること。
- (5) 処理に伴い生じた排水を放流する場合にあっては、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- 4 還元熱化学分解方式の施設にあっては、次によること。
- (1) 廃PCB等又はPCB処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。
- (2) 反応中は、反応に必要な温度、圧力及び薬剤としてのガスの量を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
- (3) 反応設備内の温度、圧力及び薬剤としてのガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (4) 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。
- (5) 除去設備内から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。
- (6) 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。
- (7) 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が「0.1ng / m³」以下となるように処理すること。
- (8) 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- (9) 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (10) 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (11) 廃PCB等又はPCB処理物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- (12) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
- 5 光分解方式の施設にあっては、次によること。
- (1) 廃PCB等又はPCB処理物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。
- (2) 光化学反応の進行に必要な照射量を保つこと。
- (3) 照射される光の強度を定期的に測定し、かつ、記録すること。
- (4) 反応中の混合物の温度を定期的に測定し、かつ、記録すること。
- (5) 反応終了後の混合物の処理（生物分解及び脱塩素化分解に限る。）については、次によること。ただし、反応終了後の混合物をPCB処理物として処理する場合は、この限りでない。
- イ 反応の進行に必要な温度及び当該処理に使用する生物の量又は薬剤の濃度を保つこと。
- ロ 反応中の混合物の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- ハ 処理設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (6) 処理により生じた廃油中のPCB含有量並びに当該処理に伴い生ずる排水を放流する場合は、放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- 6 プラズマ分解方式の施設にあっては、次によること。
- (1) 廃PCB等又はPCB処理物の数量及び性状に応じ、反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を調節すること。
- (2) 反応器内がプラズマ状態（プラズマが継続的に発生している状態をいう。（3）において同じ。）に達した後、廃PCB等又はPCB処理物を投入し、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
- (3) プラズマ状態を維持するために必要となるガスの供給量並びに電流及び電圧を保つこと。
- (4) プラズマの発生に必要なガスの供給量、電流及び電圧並びに反応器の出口の生成ガスの温度、反応器内の圧力及び反応に必要な薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。
- (5) 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。
- (6) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。
- (7) 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。
- (8) 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が「0.1ng / m³」以下となるように処理すること。
- (9) 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- (10) 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (11) 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

- (12) 廃 PCB 等又は PCB 処理物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中の PCB 含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。
- (13) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

◎廃 PCB 等又は PCB 処理物の分解施設（PCB 汚染物の分解施設に限る）

- 1 廃油、廃酸及び廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに「事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸、廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備」を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。
- 2 水熱酸化分解方式の施設にあつては、次によること。
 - (1) 反応器に投入する PCB 汚染物を必要に応じて破砕すること。
 - (2) PCB 汚染物の数量及び性状に応じ、酸化剤等の供給量を調節すること。
 - (3) 反応中は、反応に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
 - (4) 反応中の混合物の温度及び反応器中の圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (5) 気液を分離した後の液体中に含まれる PCB の量が試料 1 リットルにつき 0.03mg 以下になるように処理すること。
 - (6) 処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中の PCB 含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。
- 3 還元熱化学分解方式の施設にあつては、次によること。
 - (1) 反応設備に投入する PCB 汚染物を必要に応じて破砕すること。
 - (2) PCB 汚染物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。
 - (3) 反応中は、PCB の分解に必要な温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
 - (4) 反応設備内の温度、圧力及び薬剤として用いられるガスの供給量を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (5) 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。
 - (6) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。
 - (7) 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。
 - (8) 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が「0.1ng / m³」以下となるように処理すること。
 - (9) 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年 1 回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。
 - (10) 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
 - (11) 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
 - (12) PCB 汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中の PCB 含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。
 - (13) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。
- 4 機械化学分解方式の施設にあつては、次によること。
 - (1) 反応器に投入する PCB 汚染物を必要に応じて破砕すること。
 - (2) PCB 汚染物の数量及び性状に応じ、薬剤等の供給量を調節すること。
 - (3) 反応中は、反応に必要な温度、圧力及び反応器の回転数を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
 - (4) 反応中の反応器内の温度及び反応器の回転数を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (5) 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。
 - (6) 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。
 - (7) 除去設備の出口における生成ガス中の粒子状の物質及び塩化水素の濃度を 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。
 - (8) 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
 - (9) 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
 - (10) PCB 汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中の PCB 含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を 6 月に 1 回以上測定し、かつ、記録すること。
- 5 溶融分解方式の施設にあつては、次によること。
 - (1) 反応設備に投入する PCB 汚染物を反応設備中の溶融補助剤が溶融した面に接するよう供給すること。
 - (2) PCB 汚染物の数量及び性状に応じ、当該 PCB 汚染物が溶融した状態を保つために溶融補助剤の供給量を調節すること。
 - (3) 反応中は、PCB 汚染物の溶融及び PCB の分解に必要な温度及び圧力を保つとともに、異常な高温又は高圧とならないようにすること。
 - (4) 反応設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (5) 除去設備内の生成ガスの温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (6) 除去設備内にたい積した粒子状の物質等を除去すること。

- (7) 除去設備から排出された生成ガス中の主要な成分を測定し、かつ、記録すること。
- (8) 粒子状の物質等が飛散し、及び流出しないように当該物質を排出し、貯留すること。
- (9) 除去設備の出口における生成ガス中の環境大臣の定める方法により算出されたダイオキシン類の濃度が「0.1ng /m3」以下となるように処理すること。
- (10) 除去設備の出口における生成ガス中のダイオキシン類の濃度を毎年1回以上、粒子状の物質及び塩化水素の濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- (11) 生成ガスによる生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (12) 生成ガスを水により洗浄し、又は冷却する場合は、当該水の飛散及び流出による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。
- (13) PCB 汚染物の処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中の PCB 含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- (14) 火災の発生を防止するために必要な措置を講ずるとともに、消火器その他の消火設備を備えること。

◎PCB 汚染物又は PCB 処理物の洗浄施設又は分離施設

- 1 廃油、廃酸又は廃アルカリが地下に浸透しないように必要な措置を講ずるとともに、「事故時における受入設備、反応設備等からの廃油、廃酸、廃アルカリの流出を防止するために必要な流出防止堤その他の設備」を定期的に点検し、異常を認めた場合には速やかに必要な措置を講ずること。
- 2 洗浄方式の施設にあっては、処理に伴い生じた排水を放流する場合は、放流水中の PCB 含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度を6月に1回以上測定し、かつ、記録すること。
- 3 分離方式の施設にあっては、次によること。
 - (1) PCB 汚染物又は PCB 処理物の数量及び性状に応じ、分離設備における PCB の分離に必要な時間を調整すること。
 - (2) 分離設備内を PCB の分離に必要な温度及び圧力に保つこと。
 - (3) 分離設備内の温度及び圧力を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (4) 回収設備内を分離された PCB の回収に必要な温度に保つこと。
 - (5) 回収設備内の温度を連続的に測定し、かつ、記録すること。
 - (6) PCB の分離及び回収の後に生ずる液状の産業廃棄物（以下、回収液という）の量を測定し、かつ、記録すること。
 - (7) PCB の分離後に生じた産業廃棄物が飛散し、及び流出しないように当該産業廃棄物を排出し、貯留すること。
 - (8) 排出した回収液の量及び当該回収液中の PCB 含有量を測定し、かつ、記録すること。
 - (9) 回収設備から排出される排気による生活環境保全上の支障が生じないようにすること。

参考文献：「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト（資料編）」（公財）日本産業廃棄物処理振興センター）

III 産業廃棄物処理施設の公表すべき維持管理の状況に関する情報（法第15条の2の3第2項）

産業廃棄物処理施設の設置者（法第15条第4項に規定する産業廃棄物処理施設について同条第1項の許可を受けた者に限る。）は、当該産業廃棄物処理施設の維持管理に関する計画及び当該産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報であって環境省令で定める事項について、環境省令で定めるところにより、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

産業廃棄物処理基準（産業廃棄物の中間処理・再生基準）

（令和2年10月現在）

政令	省令
<p>（政令：施行令第6条第1項第2号）</p> <p>◎産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）又は再生に当たっては、次によること。</p> <p>1 処分又は再生は、次のように行うこと。</p> <p>(1) 産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。</p> <p>(2) 処分又は再生に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>2 産業廃棄物の処分又は再生のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。</p> <p>3 産業廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。</p> <p>4 産業廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下同じ。）を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備（熱分解により廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。）を用</p>	<p>（環境省令：規則第1条の7）</p> <p>政令の環境省令で定める構造は、次のとおりとする。</p> <p>1 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。</p> <p>2 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。</p> <p>3 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。</p> <p>4 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあつては、この限りでない。</p> <p>5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつてはこの限りでない。</p> <p>（環境大臣が定める方法：平成23年4月1日環境省告示第29号）</p> <p>1 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。</p> <p>2 煙突の先端から火炎又は日本工業規格 D8004 に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。</p> <p>3 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。</p> <p>（環境省令：規則第1条の7の2）</p> <p>1 炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあつては、次のとおりとする。</p> <p>(1) 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室</p>

政令	省令
<p>いて、環境大臣が定める方法により行うこと。</p> <p>5 産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。</p> <p>(1) 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p> <p>イ 周囲に囲い（保管する産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）が設けられていること。</p> <p>ロ 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に産業廃棄物の処分・再生のための保管の場所である旨その他産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。</p> <p>(2) 保管の場所から産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を構ずること。</p> <p>イ 産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。</p> <p>ロ 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。</p>	<p>内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。</p> <p>(2) 産業廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限る。(3)について同じ。)</p> <p>(3) 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。</p> <p>(4) 処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。）を排出する場合にあつては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。</p> <p>(5) 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した産業廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した産業廃棄物の重量の40%以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が、処理した産業廃棄物の重量の25%以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあつては、この限りでない。）することができるものであること。</p> <p>2 前号以外の場合にあつては、産業廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。</p> <p>（環境省令：規則第7条の5） 政令の規定による掲示板は、縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。</p> <p>1 保管する産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれている場合は、その旨を含む。）</p> <p>2 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先</p> <p>3 屋外において産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次条に規定する高さのうち最高のもの</p> <p>4 当該保管の場所において保管することができる産業廃棄物の数量を表示したものでなければならない。</p> <p>（環境省令：規則第1条の6） 政令の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。</p> <p>1 保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合（3及び4に掲げる場合を除く。）当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点</p>

政令	省令
	<p>を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ</p> <p>2 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合次の(1)及び(2)に掲げる部分に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さ</p> <p>(1) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50cmの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが50cmに満たない場合にあつては、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側に水平距離2m以内の部分当該2m以内の部分の任意の点ごとに、次のアに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、ア又はイに規定する高さのうちいずれか低いもの）</p> <p>ア 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ</p> <p>イ 前号に規定する高さ</p> <p>(2) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mを超える部分当該2mを超える部分内の任意の点ごとに、次のアに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、ア又はイに規定する高さのうちいずれか低いもの）</p> <p>ア 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mの線を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ</p> <p>イ 前号に規定する高さ</p> <p>3 使用済自動車（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。）及び解体自動車（同法第2条第3項に規定する解体自動車であつて、同法第16条第4項ただし書又は第18条第2項ただし書の規定により解体自動車全部利用者（同法第16条第4項ただし書に規定する解体自動車全部利用者をいう。）に引き渡されたものを除く。）のうち圧縮していないもの（以下「使用済自動車等」という。）を保管する場合（次号に掲げる場合を除く。）次の(1)及び(2)に掲げる部分に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さ</p> <p>(1) 当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線。（2）において同じ。）から当該保管の場所の側に水平距離3m以内の部分当該3m以内の部分の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離3mまでの高さ</p> <p>(2) 当該保管の場所の囲いの下端から当該保管の場所の側に水平距離3mを超える部分当該3mを超える部分内の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離4.5mまでの高さ</p> <p>4 使用済自動車等を格納するための施設（保管する使用済自動車等の荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）を利用して保管する場合 使用済自動車等の搬出入に当たり、使用済自動車等の落下による危害が生ずるおそれのない高さ</p>

政令	省令
<p>ハ その他必要な措置</p> <p>(3) 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はえその他の害虫が発生しないようにすること。</p> <p>(4) 環境省令で定める期間を超えて保管を行ってはならないこと。</p> <p>(5) 保管する産業廃棄物（当該産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該産業廃棄物と同様の性状を有する一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあっては、当該一般廃棄物を含む。）の数量が、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量（環境省令で定める場合にあっては、環境省令で定める数量）を超えないようにすること。</p>	<p>（環境省令：規則第7条の6） 政令の環境省令で定める期間は、当該産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。</p> <p>（環境省令：規則第7条の7） 政令の環境省令で定める一般廃棄物は、次の各号に掲げる産業廃棄物の処理施設の種類に応じ、当該各号に定める一般廃棄物（当該産業廃棄物の処理施設において処理できる産業廃棄物と同一の種類のものに限る。）とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 廃プラスチック類の破砕施設廃プラスチック類（特定家庭用機器、小型電子機器等（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成二十四年法律第五十七号）第二条第一項に規定する小型電子機器等をいう。以下同じ。）その他金属、ガラス又は陶磁器がプラスチックその他金属及びガラスがプラスチックと一体となつたものが一般廃棄物となつたものを含むものとし、他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。次号において同じ。） 2 廃プラスチック類の焼却施設廃プラスチック類 3 令第2条第2号に掲げる廃棄物の破砕施設木くず（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。） 4 令第2条第9号に掲げる廃棄物の破砕施設コンクリートの破片その他これに類する不要物（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。） 5 令第2条第1号から第4号の2まで及び第11号に掲げる廃棄物の焼却施設紙くず、木くず、繊維くず、動物若しくは植物に係る固形状の不要物又は動物の死体（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。） 6 石綿含有産業廃棄物の熔融施設石綿含有一般廃棄物（他の一般廃棄物と分別して収集されたものに限る。） <p>（環境省令：規則第7条の8） 政令の環境省令で定める場合及び数量は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 処理施設に船舶を用いて産業廃棄物を運搬する場合であつて、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量が当該産業廃棄物に係る処分等のための保管上限（以下「基本数量」という。）を超えるときは、当該産業廃棄物に係る当該船舶の積載量と基本数量に2分の1を乗じて得た数量とを合算した数量とする。 (2) 処理施設の定期的な点検又は修理（実施時期及び期間があらかじめ定められ、かつ、その期間が7日を超えるものに限る。以下「定期点検等」という。）の期間中に産業廃棄物を保管する場合は、当該産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に定期点検等の開始の日から経過した日数を乗じて得た数量と基本数量に2分の1を乗じて得た数量とを合算した数量とする。 (3) 廃プラスチック類の処理施設において、令第6条の11第2号に掲げる者（以下「優良産業廃棄物処分業者」という。）が、廃プラスチック類を処分又は再生のために保管する場合は、当該施設の1日当たりの処理能力に相当する

政令	省令
<p>6 特定家庭用機器産業廃棄物（特定家庭用機器再商品化法第2条第5項に規定する特定家庭用機器廃棄物のうち産業廃棄物をいう。）の再生又は処分を行う場合には、環境大臣が定める方法により行うこと。</p> <p>7 石綿含有産業廃棄物の処分又は再生を行う場合には、次によること。</p> <p>(1) 石綿含有産業廃棄物の保管を行う場合には、保管の場所には、石綿含有産業廃棄物その他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 石綿含有産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定め</p>	<p>数量に28を乗じて得られる数量とする。</p> <p>(4) 建設業に係る産業廃棄物（工作物の新築、改築若しくは除去に伴つて生じた木くず、コンクリートの破片又はアスファルト・コンクリートの破片であつて、分別されたものに限る。）の再生を行う処理施設において、当該産業廃棄物を再生のために保管する場合は、当該処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に28（アスファルト・コンクリートの破片にあつては、70）を乗じて得られる数量とする。</p> <p>(5) 廃タイヤの処理施設が豪雪地帯対策特別措置法（昭和37年法律第73号）第2条第1項の規定に基づく豪雪地帯指定区域内にあり、当該処理施設において廃タイヤを11月から翌年3月までの間保管する場合は、当該処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に60を乗じて得られる数量とする。</p> <p>(6) 使用済自動車等を保管する場合は、当該保管の場所に規則第1条の6に規定する高さを超えない限りにおいて保管することができる数量とする。</p> <p>(7) 汚泥（令第6条第3号トに規定する有機性の汚泥を除く。）、安定型産業廃棄物（令第6条第1項第3号イに規定する安定型産業廃棄物をいい、廃プラスチック類及び第4号に規定する建設業に係る産業廃棄物を除く。）、鉋さい又はばいじんの処分又は再生を行う処理施設において、事業者（自らがその産業廃棄物の処分又は再生を行う者に限る。第3項において同じ。）又は優良産業廃棄物処分業者が、これらの廃棄物を処分又は再生のために保管する場合であつて、その保管が新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等をいう。以下この項及び第3項において同じ。）による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管であるときは、当該施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に35を乗じて得られる数量とする。</p> <p>2 前項第2号に掲げる場合において、当該定期点検等が終了した日に保管されていた当該産業廃棄物の数量が基本数量を超えていたときにおける当該保管する産業廃棄物の数量については、当該定期点検等が終了した日の翌日から起算して60日間に限り、当該現に保管されていた数量を超えない数量とする。</p> <p>3 事業者又は優良産業廃棄物処分業者が、新型インフルエンザ等による当該処理施設の運転の停止その他の新型インフルエンザ等に起因するやむを得ない理由により行う保管に係る第一項第四号の規定の適用については、同号中「二十八（アスファルト・コンクリートの破片にあつては七十）」とあるのは「四十九（アスファルト・コンクリートの破片にあつては九十一）」とする。</p> <p>環境大臣が定める方法：「特定家庭用機器一般廃棄物及び特定家庭用機器産業廃棄物の再生又は処分の方法として環境大臣が定める方法（平成11年6月23日厚生省告示第148号）」…（内容略）</p> <p>環境大臣が定める方法：「石綿含有一般廃棄物及び石綿含有産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める</p>

政令	省令
<p>る方法により行うこと。ただし、収集又は運搬のため必要な破碎又は切断であつて環境大臣が定める方法により行うものについては、この限りでない。</p>	<p>方法（平成18年7月27日環境省告示第102号）」…（内容略）</p>
<p>8 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等（水銀又はその化合物が含まれているばいじん、燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ又は銻さいであつて、環境省令で定めるものをいう。（2）において同じ。）の処分又は再生を行う場合には、次によること。</p>	<p>環境省令で定めるもの：（政令第6条第1項第2号ホ、規則第7条の8の2）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん、燃え殻、汚泥又は銻さいのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を15mg/kgを超えて含有するもの。 ・廃酸又は廃アルカリのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を15mg/Lを超えて含有するもの。
<p>(1) 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。</p>	
<p>(2) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であつて、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であるものとして環境省令で定めるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。</p>	<p>環境省令で定めるもの：（政令第6条第1項第2号ホ(2)、規則第7条の8の3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん、燃え殻、汚泥又は銻さいのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を1,000mg/kg以上含有するもの ・廃酸又は廃アルカリのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を1,000mg/L以上含有するもの
<p>(3) 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、石綿含有産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</p>	
<p>(3) 水銀使用製品産業廃棄物の保管を行う場合には、保管の場所には、水銀使用製品産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。</p>	<p>環境大臣が定める方法：「水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法（平成29年6月9日環境省告示第57号）」…（内容略）</p>
<p>◎ 輸入された廃棄物であつて事業活動以外から生じたものの中間処理に当たっては、一般廃棄物の処分等の基準によること。</p>	

特別管理産業廃棄物処理基準（特別管理産業廃棄物の中間処理・再生基準）
（令和2年10月現在）

政令	省令
<p>（政令：施行令第6条の5第1項第2号）</p> <p>◎特別管理産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く。）又は再生に当たっては、次によること。</p> <p>1 処分又は再生は、次のように行うこと。</p> <p>(1) 特別管理産業廃棄物が飛散し、及び流出しないようにすること。</p> <p>(2) 処分又は再生に伴う悪臭、騒音又は振動によつて生活環境の保全上支障が生じないように必要な措置を講ずること。</p> <p>2 特別管理産業廃棄物の処分又は再生のための施設を設置する場合には、生活環境の保全上支障を生ずるおそれのないように必要な措置を講ずること。</p> <p>3 特別管理産業廃棄物を焼却する場合には、環境省令で定める構造を有する焼却設備を用いて、環境大臣が定める方法により焼却すること。</p>	<p>（環境省令：規則第1条の7）</p> <p>政令の環境省令で定める構造は、次のとおりとする。</p> <p>1 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が800℃以上の状態で廃棄物を焼却できるものであること。</p> <p>2 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。</p> <p>3 燃焼室内において廃棄物が燃焼しているときに、燃焼室に廃棄物を投入する場合には、外気と遮断された状態で、定量ずつ廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること。</p> <p>4 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。ただし、製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉又は亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却施設にあつては、この限りでない。</p> <p>5 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。ただし、加熱することなく燃焼ガスの温度を保つことができる性状を有する廃棄物のみを焼却する焼却設備又は製鋼の用に供する電気炉、銅の第一次製錬の用に供する転炉若しくは溶解炉若しくは亜鉛の第一次製錬の用に供する焙焼炉を用いた焼却設備にあつてはこの限りでない。</p> <p>（環境大臣が定める方法：平成23年4月1日環境省告示第29号）</p> <p>1 煙突の先端以外から燃焼ガスが排出されないように焼却すること。</p> <p>2 煙突の先端から火炎又は日本工業規格D8004に定める汚染度が25%を超える黒煙が排出されないように焼却すること。</p> <p>3 煙突から焼却灰及び未燃物が飛散しないように焼却すること。</p>
<p>4 特別管理産業廃棄物の熱分解（物を処分するために、燃焼を伴わずに加熱により分解することをいう。以下</p>	<p>（環境省令：規則第1条の7の2）</p> <p>1 炭化水素油又は炭化物を生成する場合にあつては、次の</p>

政令	省令
<p>同じ。)を行う場合には、環境省令で定める構造を有する熱分解設備（熱分解により特別管理廃棄物を処理する設備をいう。以下同じ。）を用いて、環境大臣が定める方法により行うこと。</p>	<p>とおりとする。</p> <p>(1) 熱分解室内への空気の流入を防ぐことにより、熱分解室内の廃棄物を燃焼させない構造のものであること。</p> <p>(2) 産業廃棄物の熱分解を行うのに必要な温度及び圧力を適正に保つことができるものであること（圧力については、加圧を行う場合に限る。(3)について同じ。)</p> <p>(3) 熱分解室内の温度及び圧力を定期的に測定できる構造のものであること。</p> <p>(4) 処理に伴って生じた残さ（炭化物を含む。）を排出する場合にあつては、残さが発火しないよう、排出された残さを直ちに冷却することができるものであること。</p> <p>(5) 処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスを適正に処理（燃焼させることを除く。ただし、処理した産業廃棄物の重量、生成された炭化水素油の重量及び処理に伴って生じた残さの重量を測定することができる熱分解設備において、通常の操業状態において生成される炭化水素油の重量が、処理した産業廃棄物の重量の40%以上であり、かつ、処理に伴って生じたガスのうち炭化水素油として回収されないガスの重量が処理した産業廃棄物の重量の25%以下である処理（再生利用を目的として炭化水素油を生成するものに限る。）にあつては、この限りでない。）することができるものであること。</p> <p>2 前号以外の場合にあつては、産業廃棄物の熱分解に必要な温度を適正に保つことができるものであることその他の生活環境の保全上の支障が生じないよう必要な措置が講じられていること。</p>
<p>5 特別管理産業廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生じないようにすること。</p>	
<p>6 特別管理産業廃棄物である廃油の処分又は再生は、当該廃油による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p>	<p>「特別管理一般廃棄物及び特別管理産業廃棄物の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法（平成4年7月3日厚生省告示第194号）」</p> <p>①焼却設備を用いて焼却する方法</p> <p>②蒸留設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についても燃焼しにくいものとして特別管理産業廃棄物である廃油でなくする方法</p>
<p>7 特別管理産業廃棄物である廃酸又は廃アルカリの処分又は再生は、これらの廃棄物による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p>	<p>①中和設備を用いて中和する方法</p> <p>②焼却設備を用いて焼却する方法</p> <p>③イオン交換を行う設備その他の設備を用いて再生するとともに、再生に伴って生じる廃棄物についてもpH2.0より大きく、pH12.5より小さくすることができる方法</p>
<p>8 感染性産業廃棄物の処分又は再生は、当該感染性産業廃棄物の感染性を失わせる方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p>	<p>①焼却設備を用いて焼却する方法</p> <p>②熔融設備を用いて熔融する方法</p> <p>③高圧蒸気滅菌装置又は乾熱滅菌装置を用いて滅菌する方法</p> <p>④肝炎ウイルスに有効な薬剤又は加熱による方法で消毒する方法</p> <p>⑤感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律その他の法令により規制されている感染症の原因となる感染性病原体が含まれ、若しくは付着している廃棄物又はこれらのおそれのある廃棄物である場合は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則その他の法令に規定するこれらの感染性病原体に有効な方法により消毒する方法</p>
<p>9 廃PCB等の処分又は再生は、焼却することにより、又はPCBを分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p>	<p>①脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応によりPCBを分解する方法</p> <p>②水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化反応によ</p>

政令	省令
<p>10 PCB汚染物の処分又は再生は、焼却することにより、又はPCBを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p>	<p>りPCBを分解する方法 ③還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法 ④光分解方式の反応設備を用いて光化学反応によりPCBを分解する方法 ⑤プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応によりPCBを分解する方法 ⑥法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）</p> <p>①PCB汚染物（汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法 イ 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水酸化反応によりPCBを分解する方法 ロ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法 ハ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法 ニ 熔融分解方式の反応設備を用いて熔融反応によりPCBを分解する方法 ホ 洗浄設備を用いて溶剤によりPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法 ヘ 分離設備を用いてPCBを除去する方法 ト 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）</p> <p>②PCB汚染物（廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物であるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法 イ 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水酸化反応によりPCBを分解する方法 ロ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法 ハ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法 ニ 熔融分解方式の反応設備を用いて熔融反応によりPCBを分解する方法 ホ 洗浄設備を用いてPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法 ヘ 分離設備を用いてPCBを除去する方法 ト 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）</p>
<p>11 PCB処理物の処分又は再生は、焼却することにより、又はPCBを除去若しくは分解する方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p>	<p>①PCB処理物（廃油、廃酸又は廃アルカリであるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法 イ 脱塩素化分解方式の反応設備を用いて薬剤等と十分に混合し、脱塩素化反応によりPCBを分解する方法 ロ 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化分解反応によりPCBを分解する方法 ハ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法 ニ 光分解方式の反応設備等を用いて光化学反応等によりPCBを分解する方法 ホ プラズマ分解方式の反応設備を用いてプラズマ反応によりPCBを分解する方法</p>

政令	省令
<p>12 廃石綿等の処分又は再生は、当該廃石綿等による人の健康又は生活環境に係る被害が生ずるおそれをなくする方法として環境大臣が定める方法により行うこと。</p>	<p>へ 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）</p> <p>②PCB処理物（汚泥、紙くず、木くず又は繊維くずであるものに限る。）の処分又は再生の方法として環境大臣が定める方法</p> <p>イ 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化分解反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ロ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法ハ機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ニ 熔融分解方式の反応設備を用いて熔融反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ホ 洗浄設備を用いてPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法</p> <p>へ 分離設備を用いてPCBを除去する方法</p> <p>ト 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）</p> <p>③PCB処理物（廃プラスチック類、金属くず又は陶磁器くず又は工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物であるものに限る。）の場合</p> <p>イ 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水熱酸化分解反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ロ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ハ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ニ 熔融分解方式の反応設備を用いて熔融反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ホ 洗浄設備を用いてPCB汚染物を洗浄し、PCBを除去する方法</p> <p>へ 分離設備を用いてPCBを除去する方法</p> <p>ト 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）</p> <p>④PCB処理物（廃油、廃酸、廃アルカリ、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず及び工作物の新築、改築若しくは除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物以外のものに限る。）の場合</p> <p>イ 水熱酸化分解方式の反応設備を用いて水酸化反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ロ 還元熱化学分解方式の反応設備を用いて熱化学反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ハ 法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）</p> <p>ニ 機械化学分解方式の反応設備を用いて機械化学反応によりPCBを分解する方法</p> <p>ホ 熔融分解方式の反応設備を用いて熔融反応によりPCBを分解する方法</p> <p>①熔融設備（法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の用に供する施設を除く。）において石綿が検出されないよう熔融する方法</p> <p>②法第15条の4の4第1項の認定に係る無害化処理の方法（当該認定を受けた者が当該認定に係る処分を行う場合に係るものに限る。）</p>

政令	省令
<p>13 水銀を含む特別管理産業廃棄物である鉱さい、ばいじん（特定の施設で生じたものに限る）、汚泥（特定の施設で生じたものに限る）、廃酸・廃アルカリ（特定の施設で生じたものに限る）、及びそれらの処理物の処分又は再生は、次によること。</p> <p>(1) 水銀又はその化合物が大気中に飛散しないように必要な措置を講ずること。</p> <p>(2) 水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等であって、これらの産業廃棄物に使用され、又は含まれている水銀又はその化合物の割合が相当の割合以上であるものとして環境省令で定めるものの処分又は再生を行う場合には、あらかじめ、環境大臣が定める方法により水銀を回収すること。</p> <p>14 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。</p> <p>(1) 特別管理産業廃棄物の保管を行う場合には、次によること。</p> <p>イ 保管は、次に掲げる要件を満たす場所で行うこと。</p> <p>(イ) 周囲に囲い(保管する特別管理産業廃棄物の荷重が直接当該囲いにかかる構造である場合にあつては、当該荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。)が設けられていること。</p> <p>(ロ) 環境省令で定めるところにより、見やすい箇所に特別管理産業廃棄物の積替えのための保管の場所である旨その他特別管理産業廃棄物の保管に関し必要な事項を表示した掲示板が設けられていること。</p> <p>ロ 保管の場所から特別管理産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように次に掲げる措置を講ずること。</p> <p>(イ) 特別管理産業廃棄物の保管に伴い汚水が生ずるおそれがある場合にあつては、当該汚水による公共の水域及び地下水の汚染を防止するために必要な排水溝その他の設備を設けるとともに、底面を不浸透性の材料で覆うこと。</p> <p>(ロ) 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、積み上げられた特別管理産業廃棄物の高さが環境省令で定める高さを超えないようにすること。</p>	<p>環境省令で定めるもの：（政令第6条第1項第2号ホ(2)、規則第7条の8の3）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ばいじん、燃え殻、汚泥又は鉱さいのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を1,000mg/kg以上含有するもの ・廃酸又は廃アルカリのうち、水銀（水銀化合物に含まれる水銀を含む。）を1,000mg/L以上含有するもの <p>環境大臣が定める方法：「水銀使用製品産業廃棄物等から水銀を回収する方法（平成29年6月9日環境省告示第57号）」…（内容略）</p> <p>（環境省令：規則第8条の10の4）</p> <p>特別管理産業廃棄物の処分等のための保管の場所に係る掲示板は、縦及び横それぞれ60cm以上であり、かつ、次に掲げる事項を表示したものでなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 保管する特別管理産業廃棄物の種類 (2) 保管の場所の管理者の氏名又は名称及び連絡先 (3) 屋外において特別管理産業廃棄物を容器を用いずに保管する場合にあつては、次条に規定する高さのうち最高のもの (4) 当該保管の場所において保管することができる特別管理産業廃棄物の数量（以下「特別管理産業廃棄物の処分等のための保管上限」という。）を表示したものでなければならない。 <p>（環境省令：規則第1条の6）</p> <p>政令の規定による環境省令で定める高さは、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める高さとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 保管の場所の囲いに保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる構造である部分（以下この条において「直接負荷部分」という。）がない場合（3及び4に掲げる場合を除く。）当該保管の場所の任意の点ごとに、地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線）を通り水平面に

政令	省令
<p>(ハ) その他必要な措置</p> <p>ハ 保管の場所には、ねずみが生息し、及び蚊、はその他の害虫が発生しないようにすること。</p>	<p>対し上方に50%の勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ</p> <p>2 保管の場所の囲いに直接負荷部分がある場合次の(1)及び(2)に掲げる部分に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さ</p> <p>(1) 直接負荷部分の上端から下方に垂直距離50cmの線（直接負荷部分に係る囲いの高さが50cmに満たない場合にあつては、その下端）（以下この条において「基準線」という。）から当該保管の場所の側に水平距離2m以内の部分当該2m以内の部分の任意の点ごとに、次のアに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、ア又はイに規定する高さのうちいずれか低いもの）</p> <p>ア 地盤面から、当該点を通る鉛直線と当該鉛直線への水平距離が最も小さい基準線を通る水平面との交点までの高さ</p> <p>イ 前号に規定する高さ</p> <p>(2) 基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mを超える部分当該2mを超える部分内の任意の点ごとに、次のアに規定する高さ（当該保管の場所の囲いに直接負荷部分でない部分がある場合にあつては、ア又はイに規定する高さのうちいずれか低いもの）</p> <p>ア 当該点から、当該点を通る鉛直線と、基準線から当該保管の場所の側に水平距離2mの線を通り水平面に対し上方に50%の勾配を有する面との交点（当該交点が二以上ある場合にあつては、最も地盤面に近いもの）までの高さ</p> <p>イ 前号に規定する高さ</p> <p>3 使用済自動車（使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）第2条第2項に規定する使用済自動車をいう。）及び解体自動車（同法第2条第3項に規定する解体自動車であつて、同法第16条第4項ただし書又は第18条第2項ただし書の規定により解体自動車全部利用者（同法第16条第4項ただし書に規定する解体自動車全部利用者をいう。）に引き渡されたものを除く。）のうち圧縮していないもの（以下「使用済自動車等」という。）を保管する場合（次号に掲げる場合を除く。）次の(1)及び(2)に掲げる部分に応じ、当該(1)及び(2)に定める高さ</p> <p>(1) 当該保管の場所の囲いの下端（当該下端が地盤面に接していない場合にあつては、当該下端を鉛直方向に延長した面と地盤面との交線。(2)において同じ。）から当該保管の場所の側に水平距離3m以内の部分当該3m以内の部分の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離3mまでの高さ</p> <p>(2) 当該保管の場所の囲いの下端から当該保管の場所の側に水平距離3mを超える部分当該3mを超える部分内の任意の点ごとに、地盤面から、上方に垂直距離4.5mまでの高さ</p> <p>4 使用済自動車等を格納するための施設（保管する使用済自動車等の荷重に対して構造耐力上安全であるものに限る。）を利用して保管する場合 使用済自動車等の搬出入に当たり、使用済自動車等の落下による危害が生ずるおそれのない高さ</p>

政令	省令
<p>ニ 積替えの場所には、特別管理産業廃棄物がその他の物と混合するおそれのないように、仕切りを設ける等必要な措置を講ずること。ただし、人の健康の保持又は生活環境の保全上支障を生じないものとして環境省令で定める場合は、この限りでない。</p>	<p>(環境省令：規則第8条の11)</p> <p>政令の規定による環境省令で定める場合は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 感染性産業廃棄物と感染性一般廃棄物とが混合している場合であつて、当該感染性廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合 2 特別管理産業廃棄物である廃水銀等と特別管理一般廃棄物である廃水銀とが混合している場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合 3 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの(廃水銀等を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。)(以下「基準不適合廃水銀等処理物」という。))であつて、かつ、環境大臣が定めるところにより硫化及び固型化したものに限る。)と一般廃棄物である基準不適合水銀処理物とが混合している場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合 4 特別管理産業廃棄物である廃水銀等を処分するために処理したもの(廃水銀等を処分するために処理したもの(環境省令で定める基準に適合しないものに限る。))に掲げるものを除く。以下「基準適合廃水銀等処理物」という。)と一般廃棄物である基準適合水銀処理物とが混合している場合であつて、当該廃棄物以外の物が混入するおそれのない場合
<p>ホ ニに定めるもののほか、当該特別管理産業廃棄物の種類に応じ、環境省令で定める措置を講ずること。</p>	<p>(環境省令：規則第8条の12)</p> <p>環境省令で定める措置は、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 特別管理産業廃棄物である廃油、PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、容器に入れ密封することその他の当該廃油又はPCB汚染物若しくはPCB処理物に係るPCBの揮発の防止のために必要な措置及び当該廃油、PCB汚染物又はPCB処理物が高温にさらされないために必要な措置 2 PCB汚染物又はPCB処理物にあつては、当該PCB汚染物の腐食の防止のために必要な措置 3 腐敗するおそれのある特別管理産業廃棄物にあつては、容器に入れ密封すること等当該特別管理産業廃棄物の腐敗の防止のために必要な措置
<p>(2) 環境省令で定める期間を超えて保管を行つてはならないこと。</p> <p>(3) 保管する特別管理産業廃棄物(当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設が同時に当該特別管理産業廃棄物と同様の性状を有する特別管理一般廃棄物として環境省令で定めるものの処理施設である場合にあつては、当該特別管理一般廃棄物を含む。)の数量が、当該特別管理産業廃棄物に係る処理施設の1日当たりの処理能力に相当する数量に14を乗じて得られる数量(環境省令で定める場合にあつては、環境省令で定める数量)を超えないようにすること。</p>	<p>(環境省令：規則第8条の12の2)</p> <p>政令の規定による環境省令で定める期間は、当該特別管理産業廃棄物の処理施設において、適正な処分又は再生を行うためにやむを得ないと認められる期間とする。</p>
<p>◎ 輸入された廃棄物であつて事業活動以外から生じたものの中間処理に当たっては、特別管理一般廃棄物の処分等の基準によること。</p>	

参考文献：「産業廃棄物又は特別管理産業廃棄物処理業の許可申請に関する講習会テキスト(資料編)」
(公財)日本産業廃棄物処理振興センター

産業廃棄物処理施設設置に係る主な関係法令相談窓口

(令和3年4月時点)

下記関係法令は、産業廃棄物処理施設設置に関連する主なものを掲載しており、設置する施設によっては対象とならない場合があります。また、下記以外の関係法令・条文が適用される場合があります。

法律名	関係条文(必要手続き等)	相談窓口
国土利用計画法	第23条(権利の移転等の届出)	各市役所・町村役場
都市計画法	第29条(開発行為許可申請)	①鳥取市・米子市・倉吉市の各市役所、三朝町・湯梨浜町・北栄町・琴浦町の各町役場 ②上記以外の市町村：東部建築住宅事務所、中部・西部総合事務所環境建築局、鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整備局、日野振興センター日野県土整備局
公有水面埋立法	第2条(埋立の免許)	県庁空港港湾課(港湾(境港以外)、漁港)、境港管理組合(境港のみ)、県庁河川課(港湾、漁港以外)
建築基準法	第6条(建築確認申請)	特定行政庁(鳥取市・米子市・倉吉市・境港市(4号建築物に限る)の各市役所、東部建築住宅事務所、中部・西部総合事務所環境建築局)
	第51条(ただし書き許可申請)	
農地法	第4条(転用許可申請・届出)	市町村農業委員会
	第5条(転用目的での権利移動の許可申請・届出)	
農業振興地域の整備に関する法律	第13条(農業振興地域整備計画の変更)	市町村農業委員会
	第15条の2(開発行為の許可申請)	
海岸法	第7条(海岸保全区域の占用許可申請)	東部・中部・西部総合事務所県土整備局
	第8条(海岸保全区域の開発行為の許可申請)	
港湾法	第37条(港湾区域・港湾隣接地域の工事等の許可申請)	県庁空港港湾課
	第38条の2(臨港地区内における行為の届出)	
道路法	第32条(道路の占用の許可申請)	道路管理者(国土交通省鳥取河川国道事務所・倉吉河川国道事務所、鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整備局、日野振興センター日野県土整備局)
漁港漁場整備法	第39条(工作物建設等の許可)	県庁空港港湾課
河川法	第24条(河川区域の占有許可申請)	河川管理者(国土交通省鳥取河川国道事務所・倉吉河川国道事務所・日野川河川事務所、鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整備局、日野振興センター日野県土整備局、各市役所・町村役場)
	第26条(河川区域の工作物の新築等の許可申請)	
	第27条(河川区域の土地の掘削等の許可申請)	
	第55条(河川保全区域における行為の許可申請)	
第57条(河川予定地における行為の許可申請)		
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第7条(急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可申請)	鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整備局、日野振興センター日野県土整備局
地すべり等防止法	第18条(地すべり防止区域における行為の許可申請)	鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整備局、日野振興センター日野県土整備局
砂防法	第4条(砂防指定地における行為の許可申請)	鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整備局、日野振興センター日野県土整備局
採石法	第33条の5第2項(軽微な変更)	鳥取・八頭県土整備事務所、中部・西部総合事務所県土整備局、日野振興センター日野県土整備局
森林法	第10条の2(開発行為の許可)	東部農林事務所、各総合事務所農林局、日野振興センター日野振興局
	第27条(保安林の指定解除申請)	
	第34条(保安林における立木伐採の許可申請)	

法律名	関係条文(必要手続き等)	相談窓口
土地改良法施行令	第 59 条 (他目的への使用等承認申請)	各地区土地改良区
土地地区画整理法	第 76 条 (土地地区画整理事業施行地域内における行為の許可申請)	各市役所・町村役場
文化財保護法	第 93 条 (周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出)	各市町村教育委員会
	第 125 条 (現状変更等の許可申請)	
自然公園法	第 20 条の 3 (特別地域における行為の許可申請)	緑豊かな自然課、中部・西部総合事務所環境建築局、日野振興センター日野振興局
	第 33 条 (普通地域における行為の届出)	
自然環境保全法	第 25 条 (特別地区における行為の許可申請)	緑豊かな自然課、中部・西部総合事務所環境建築局、日野振興センター日野振興局
	第 27 条 (海中特別地区における行為の許可申請)	
	第 28 条 (普通地区における行為の届出)	
都市公園法	第 6 条 (都市公園の占用の許可申請)	県立都市公園：緑豊かな自然課、中部・西部総合事務所環境建築局 市町村立都市公園：各市役所・町村役場
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第 29 条 (特別保護地区における行為の許可申請)	緑豊かな自然課、中部・西部総合事務所環境建築局
消防法	第 9 条の 3 (圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出)	各東部・西部広域行政管理組合消防局、中部ふるさと広域連合消防局
	第 9 条の 4 (指定可燃物の届出)	
	第 11 条 (危険物貯蔵所等の設置許可申請)	
火災予防条例	各条例に定める届出等	東部・西部広域行政管理組合消防局、中部ふるさと広域連合消防局
国有財産法	第 8 条 (国有財産の引継：国有財産の用途廃止申請)	各市町村
高圧ガス保安法	第 16 条・第 17 条の 2 (高圧ガスの貯蔵の許可申請・届出)	県庁消防防災課
電気事業法	第 53 条 (自家用電気工作物の使用の開始の届出)	中国経済産業保安監督部電力安全課
大気汚染防止法	第 6 条 (ばい煙発生施設の設置の届出)	①鳥取市 ②鳥取市以外の市町村：環境立県推進課、中部・西部総合事務所環境建築局
水質汚濁防止法	第 5 条 (特定施設の設置の届出)	①鳥取市 ②鳥取市以外の市町村：水環境保全課、中部・西部総合事務所環境建築局
土壌汚染対策法	第 4 条 (一定の規模以上の地土地の形質変更の届出)	①鳥取市、岩美町、若桜町、八頭町、智頭町：鳥取市 ②その他の市町村：中部・西部総合事務所環境建築局
騒音規制法	第 6 条 (特定施設の設置の届出)	各市役所・町村役場
振動規制法	第 6 条 (特定施設の設置の届出)	各市役所・町村役場
ダイオキシン類対策特別措置法	第 12 条 (特定施設の設置の届出)	①鳥取市 ②鳥取市以外の市町村：環境立県推進課、中部・西部総合事務所環境建築局
下水道法	第 11 条の 2 (使用の開始等の届出)	下水道管理者 (各市町村、天神川広域下水道公社等)
	第 12 条の 3 (特定施設の設置等の届出)	
景観法	第 16 条 (景観計画区域における特定行為の届出)	①鳥取市、②倉吉市、③米子市、④三朝町 ⑤その他の市町村：東部建築住宅事務所、中部・西部総合事務所環境建築局
鳥取県税条例	第 221 条 (産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者としての登録) 第 225 条 (産業廃棄物処分場税の納税義務者としての登録)	中部県税事務所

産業廃棄物処理施設設置に係る主な関係法令チェックシート

法律名	関係条文（必要手続き等）	手続き 必要性の有無	確認年月日・確認先	手続き状況
国土利用計画法	第 23 条（権利の移転等の届出）			
都市計画法	第 29 条（開発行為許可申請）			
公有水面埋立法	第 2 条（埋立の免許）			
建築基準法	第 6 条（建築確認申請） 第 51 条（ただし書き許可申請）			
農地法	第 4 条（転用許可申請・届出）			
	第 5 条（転用目的での権利移動の許可申請・届出）			
農業振興地域の整備に関する法律	第 13 条（農業振興地域整備計画の変更） 第 15 条の 2（開発行為の許可申請）			
海岸法	第 7 条（海岸保全区域の占用許可申請）			
	第 8 条（海岸保全区域の開発行為の許可申請）			
港湾法	第 37 条（港湾区域・港湾隣接地域の工事等の許可申請）			
	第 38 条の 2（臨港地区内における行為の届出）			
道路法	第 32 条（道路の占用の許可申請）			
漁港漁場整備法	第 39 条（工作物建設等の許可）			
河川法	第 24 条（河川区域の占有許可申請）			
	第 26 条（河川区域の工作物の新築等の許可申請）			
	第 27 条（河川区域の土地の掘削等の許可申請）			
	第 57 条（河川予定地における行為の許可申請）			
急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	第 7 条（急傾斜地崩壊危険区域内における行為の許可申請）			
地すべり等防止法	第 18 条（地すべり防止区域における行為の許可申請）			
砂防法	第 4 条（砂防指定地における行為の許可申請）			
採石法	第 33 条の 5 第 2 項（軽微な変更）			
森林法	第 10 条の 2（開発行為の許可）			
	第 27 条（保安林の指定解除申請）			
	第 34 条（保安林における立木伐採の許可申請）			
土地改良法施行令	第 59 条（他目的への使用等承認申請）			
土地区画整理法	第 76 条（土地区画整理事業施行地域内における行為の許可申請）			

法律名	関係条文（必要手続き等）	手続き 必要性の有無	確認年月日・確認先	手続き状況
文化財保護法	第 93 条（周知の埋蔵文化財包蔵地の発掘の届出）			
	第 125 条（現状変更等の許可申請）			
自然公園法	第 20 条の 3（特別地域における行為の許可申請）			
	第 33 条（普通地域における行為の届出）			
自然環境保全法	第 25 条（特別地区における行為の許可申請）			
	第 27 条（海中特別地区における行為の許可申請）			
	第 28 条（普通地区における行為の届出）			
都市公園法	第 6 条（都市公園の占用の許可申請）			
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	第 29 条（特別保護地区における行為の許可申請）			
消防法	第 9 条の 3（圧縮アセチレンガス等の貯蔵又は取扱いの届出）			
	第 9 条の 4（指定可燃物の届出）			
	第 11 条（危険物貯蔵所等の設置許可申請）			
火災予防条例	条例に定める届出等			
国有財産法	第 8 条（国有財産の引継：国有財産の用途廃止申請）			
高圧ガス保安法	第 16 条・第 17 条の 2（高圧ガスの貯蔵の許可申請・届出）			
電気事業法	第 53 条（自家用電気工作物の使用の開始の届出）			
大気汚染防止法	第 6 条（ばい煙発生施設の設置の届出）			
水質汚濁防止法	第 5 条（特定施設の設置の届出）			
土壌汚染対策法	第 4 条（一定の規模以上の土地の形質の変更の届出）			
騒音規制法	第 6 条（特定施設の設置の届出）			
振動規制法	第 6 条（特定施設の設置の届出）			
ダイオキシン類対策特別措置法	第 12 条（特定施設の設置の届出）			
下水道法	第 11 条の 2（使用の開始等の届出）			
	第 12 条の 3（特定施設の設置等の届出）			
景観法	第 16 条（行為着手前の届出）			
鳥取県税条例	第 221 条（産業廃棄物処分場税の特別徴収義務者としての登録）			
	第 225 条（産業廃棄物処分場税の納税義務者としての登録）			

債務超過とは

「債務超過」とは、「債務（負債）の総額が資産の総額を上回る状態となっていること」をいいます。決算書では、貸借対照表の「純資産の部の合計がマイナスになる」という状態になります。

【貸借対照表のイメージ】

流動資産	流動負債
…	…
固定資産	固定負債
…	…
	負債の部合計 *****
	資本金
	…
	純資産の部合計 ▲*****
資産の部合計 *****	負債・純資産の部 *****

ここがマイナスとなる

債務超過だからすぐに倒産するという訳ではありませんが、赤字（欠損）が累積している結果であることから、債務超過の状態が続くことは経営的に不安定でかなり悪化している状態であると言えます。

また、全ての資産を処分しても、債務を全て返済できない恐れが高いことから、新規の融資等は受け難くなります。

○ 債務超過の解消には、一般的に次の方法があります。

①利益を積み上げる	営業や資産処分などの利益により、資本のマイナス要因になっている累積赤字を解消させる
②自己資本を増やす	増資や債務の株式化などにより、資本金を欠損金額以上にする
③債務の免除を受ける	

生活環境影響調査項目等一覧

調査事項		生活環境影響調査項目	自然的・社会的条件 の現況調査事項	予 測 手 法	分析すべき影響
大 気 環 境	大 気 質	[排ガスを発生する施設] 1 二酸化硫黄(SO ₂) 2 二酸化窒素(NO ₂) 3 浮遊粒子状物質(SPM) 4 塩化水素 5 ダイオキシン類 6 その他処理する産業廃棄物の種類・性状及び立地環境を考慮して影響が予測される項目 [廃棄物運搬車両の走行等により排出される自動車排気ガス] 1 二酸化窒素(NO ₂) 2 浮遊粒子状物質(SPM) ※上記以外の施設にあっては、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針」を参考に選定する。	1 気象 ①風向 ②風速 ③大気安定度 など 2 土地利用 3 人家等 4 交通量 5 主要な発生源	大気拡散方式(ブルーム式、パプ式など)を用いて大気質濃度を予測する手法	次の地点等における影響 1 寄与濃度が最大となると予測される地点 (同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらの全ての地点) 2 上記地点の周辺の人家等を含む地域
	騒 音	1 処理施設から発生する騒音 2 廃棄物運搬車両等から発生する騒音	1 土地利用 2 人家等 3 交通量 4 主要な発生源	距離減衰式、防音壁による透過損失・回折を用いて騒音を予測する手法	騒音の大きさの寄与が最大となると予測される次の地点における影響 1 施設の設置場所の周辺の人家等が存在する地点 2 廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点 ※同等の大きさの寄与が複数地点において生じる場合は、それらの全ての地点
	振 動	1 処理施設から発生する振動 2 廃棄物運搬車両等から発生する振動	1 土地利用 2 地盤性状 3 人家等 4 交通量 5 主要な発生源	距離減衰式を用いて振動の大きさを予測する手法	振動の大きさの寄与が最大となると予測される次の地点における影響 1 施設の設置場所の周辺の人家等が存在する地点 2 廃棄物運搬車両により交通量が相当程度変化する主要搬入道路沿道の周辺の人家等が存在する地点 ※同等の大木債の寄与が複数地点において生じる場合は、それらの全ての地点
	悪 臭	[煙突等から排出される悪臭、施設から漏洩する悪臭] 1 特定悪臭物質濃度 2 臭気指数(臭気濃度)	1 気象 2 土地利用 3 人家等 4 主要な発生源	[煙突等から排出される悪臭] 大気拡散式(ブルーム式、パプ式など)を用いて悪臭濃度又は臭気指数を予測する方法 [施設から漏洩する悪臭] 同種の既存事例から類推による方法	[煙突から排出される悪臭] 次の地点等における影響 1 寄与濃度が最大となると予測される地点 ※同等の寄与濃度が複数地点において生じる場合は、それらの全ての地点 2 上記地点の周辺の人家等を含む地域 [施設から漏洩する悪臭] 施設周辺の人家等が存在する地域における影響
水 環 境	水 質	[施設から排出される排水] 1 生物化学的酸素要求量(BOD) 排出先が海域又は湖沼の場合:化学的酸素要求量(COD) 2 浮遊物質(SS) 3 窒素又はリンの含有量 4 その他処理する産業廃棄物の種類・性状から影響が生ずると予想される項目	1 水象 ①河川の流量 ②流況 など 2 水利用 3 主要な発生源	数値計算手法を用いて水質濃度を予測する方法	排水の排出口の直下流等の水道の取水地点等における利水上の支障等の影響

生活環境影響調査項目の選定について

調査対象となる生活環境影響調査項目について、標準的な例は下記のとおりです。

下記に記載されていない施設については、「廃棄物処理施設生活環境影響調査指針（平成 18 年 9 月環境省作成）」を参考に、調査項目を選定してください。

1 焼却施設

調査事項		生活環境影響調査項目	生活環境影響要因 煙突排ガスの排出	施設排水の排出	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
大気環境	大気質	二酸化硫黄 (SO ₂)	○				
		二酸化窒素 (NO ₂)	○				○
		浮遊粒子状物質 (SPM)	○				○
		塩化水素	○				
		ダイオキシン類	○				
		その他必要な項目 (注)	○				
	騒音	騒音レベル			○		○
振動	振動レベル			○		○	
悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数 (臭気濃度)	○			○		
水環境	水質	生物学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)		○			
		浮遊物質 (SS)		○			
		ダイオキシン類		○			
		その他必要な項目 (注)		○			

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。たとえば、大気汚染については、煙突排ガスによる重金属類などがあげられ、また、水質については全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-P を含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合) などがあげられる。

2 破碎・選別施設

調査事項		生活環境影響調査項目	生活環境影響要因	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	施設排水の排出	廃棄物運搬車両の走行
大気環境	大気質	粉じん		○			
		二酸化窒素 (NO ₂)					○
		浮遊粒子状物質 (SPM)					○
	騒音	騒音レベル		○			○
	振動	振動レベル		○			○
悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数 (臭気濃度)				○		
水環境	水質	生物学的酸素要求量 (BOD) または化学的酸素要求量 (COD)				○	
		浮遊物質 (SS)				○	
		その他必要な項目 (注)				○	

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。たとえば、全窒素 (T-N)、全リン (T-P) (T-N、T-P を含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合) などがあげられる。

3 汚泥の脱水施設

調査事項		生活環境影響要因	施設からの処理水の放流	施設の稼働	施設からの悪臭の漏洩	廃棄物運搬車両の走行
		生活環境影響調査項目				
大気環境	大気質	二酸化窒素(NO ₂)				○
		浮遊粒子状物質(SPM)				○
	騒音	騒音レベル		○		○
	振動	振動レベル		○		○
	悪臭	特定悪臭物質濃度または臭気指数(臭気濃度)			○	
水環境	水質	生物化学的酸素要求量(BOD) または化学的酸素要求量(COD)	○			
		浮遊物質(SS)	○			
		その他必要な項目(注)	○			

注) その他必要な項目とは、処理される廃棄物の種類、性状及び立地特性等を考慮して、影響が予測される項目である。たとえば、全窒素(T-N)、全リン(T-P)(T-N、T-Pを含む排水を、それらの排水基準が適用される水域に放流する場合)などがあげられる。